



日立市選挙管理委員会告示第40号

日立市条例改廃請求者署名簿の縦覧の期間及び場所について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条の2第3項の規定により、日立市条例改廃請求者署名簿の縦覧の期間及び場所を下記のとおり定めるものとする。

令和6年12月19日

日立市選挙管理委員会

委員長 藤咲 康二

記

- 1 縦覧の期間 令和6年12月20日から令和6年12月26日まで
- 2 縦覧の場所 日立市役所